

利益相反管理方針の概要

スタンダードチャータード証券株式会社

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、スタンダードチャータード証券株式会社(以下、「当社」といいます。))においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」といいます。))の管理強化に努めております。当社は、対象取引を特定、管理するため、利益相反管理方針を策定し、その概要を以下に公表いたします。

2. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社は、当社及び以下の会社(以下、「対象会社」といいます。))と行う対象取引を管理します。

- スタンダードチャータード銀行
- スタンダードチャータードグループの海外関連会社

3. 利益相反のおそれのある取引の類型・特定のプロセス

対象取引の類型は、あくまで対象取引の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当することで直ちに対象取引となるわけではありません。尚、必要に応じて追加・修正をすることがありうることをご了承ください。

1. 助言やアドバイスを通じて、お客様が自己の利益を優先させてくれると合理的に期待を抱く場合(忠実義務型)。
2. お客様の犠牲により、当社等が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合(忠実義務型)。
3. お客様以外の取引相手との取引に関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくはサービスの形で誘因を得る、又は将来得ることとなる場合(忠実義務型)。
4. 当社等がお客様を相手方とする別の取引をする場合(自己代理型)。
5. 当社等がお客様を取引相手方とする別の取引をする場合(双方代理型)。
6. 当社等がお客様の取引相手との間のお客様と競合する取引をする場合(競合取引型)。
7. 当社等がお客様の非公開情報を利用して自己の利益を得る取引をする場合(情報利用型)。
8. 当社等が同一取引に複数の立場で関与することにより、通常の見解と同様の条件の取引が期待できない場合(取引の内部化型)。
9. 当社等との取引関係を通じて取得したお客様の機密情報を使って、当社等または他のお客様の利益となる取引をする場合(情報利用型)。
10. 当社等がお客様との間で当社等の中で異なったビジネス部門でそれぞれに個別取引があり、一方のビジネス部門がお客様の機密情報を持っている場合(情報利用型)。

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断においては、当社及びスタンダードチャータードグループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情について総合的に考慮いたします。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社を含むグループは、対象取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることによりお客様の保護を適正に確保いたします(次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。))。

- 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

営業部門から独立したコントロール・ルームをグループ利益相反管理統括部署とし、コントロール・ルームにおいてグループの利益相反取引を統括管理します。また、当社のコンプライアンス、フィナンシャル・クライム & コンダクト・リスク部は、コントロール・ルームの本邦における補佐を行います。